

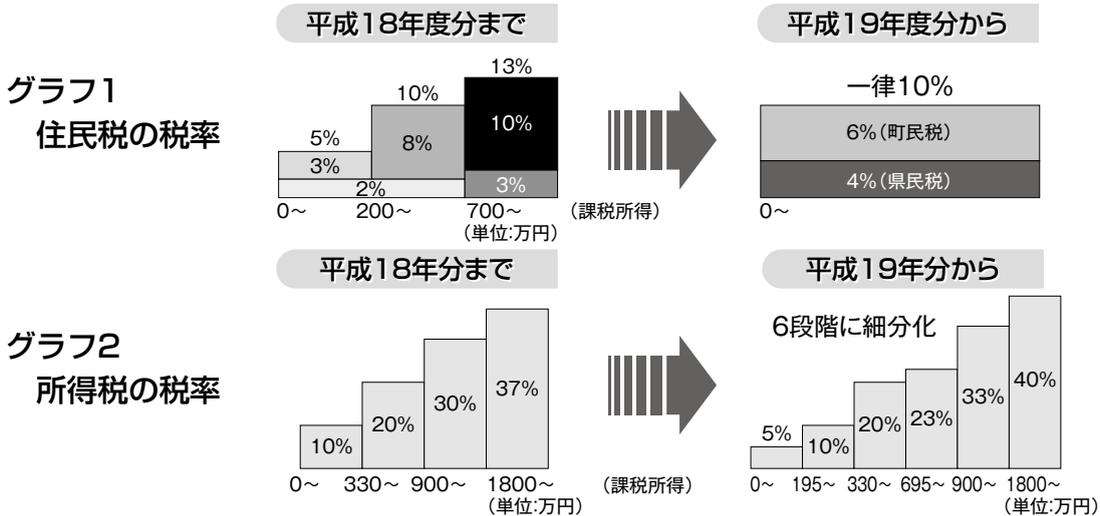


# 国の税制改正により 平成19年から所得税・住民税が 大きく変わります



## ■ 何がどう変わる？

平成19年から税源移譲により、国の税収が減り、地方の税収が増えることとなります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。これにより、住民はより身近で、よりよい行政サービスを受けられるようになります。



## ■ 税負担はどうか？

住民税は増えますが、所得税の税率を変えることで税額を減らして調整をするため「住民税+所得税」での負担は変わりません。しかし、定率減税の廃止や65歳以上の方の経過措置により、税負担は増加します。

### ● 夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			→	税源移譲後 (単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0	9,000	9,000		0	9,000	9,000		0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000		0円
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000		0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000		0円



## ■ 定率減税の廃止

定率減税は、所得税については平成19年分から、住民税については平成19年6月徴収分から廃止されます。

問い合わせ 税務課 ☎ 893-1118 ・ 伊野税務署 ☎ 893-1121

**お知らせ**  
**平成19年度入札参加資格審査申請(指名願)の受付について**  
 平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間)にこの町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の購入(製造)、役務の提供等の一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書の受付を次のとおり実施します。  
**受付期間**  
 1月15日(月) ~ 2月28日(水)  
 持参又は郵送(郵送の場合は当日消印有効とします。ただし、宅配便による場合は2月28日必着とします。)  
**有効期間**  
 平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間)  
 詳しい申請書の受付方法については、この町公式ホームページに掲載していますのでご確認ください。  
**提出・問い合わせ**  
 技術監理課  
 ☎ 893-1114